

送配電系統利用に関する情報公表要則

流準則 第 97号 2005年 4月 1日 実施

送配準則 第115号 2019年 4月 1日 一部改正

中国電力株式会社

送配電カンパニー

送配電系統利用に関する情報公表要則 目次

1. 目 的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 基本方針	2
5. 送配電部門の情報公表および保護	2
6. 第三者情報の取り扱い	2
7. 記録の保存	2
別紙1表1 送配電部門が公開する情報, 公開時期 および公開する主管箇所	3
別紙1表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報 提示の手段, 提示する主管箇所および提示時期	4
別紙2 保護すべき情報	5
参考1 情報提示要請票	6
参考2 情報提示要請票兼秘密保持誓約書	7

送配電系統利用に関する情報公表要則

(目 的)

1. この要則は、送配電系統の利用に関する当社の送配電部門からの情報公表についての基本的な考え方を定め、送配電系統を利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性・透明性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

2. この要則は、送配電系統の利用に関する当社の送配電部門からの情報公表に適用する。

(用語の定義)

3. この要則に使用する主な用語の定義は、次による。
 - (1) 「公開」とは、ウェブサイト(ホームページ)や配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。
 - (2) 「提示」とは、系統情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明を行うことをいう。
 - (3) 「公表」とは、「公開」および「提示」の総称をいう。
 - (4) 「送配電部門」とは、送配電カンパニーのうち託送供給等業務ならびに変電、送電および配電に係る業務を実施する箇所をいう。具体的には次による。
 - ・ 本社のネットワーク設備、配電、配電技術、送変電、系統運用、制御通信、市場整備グループ
 - ・ ネットワークサービスセンター
 - ・ 統括電力所※1， および電力所
 - ・ 工事所
 - ・ 総括営業所および営業所の配電関係の課※2
 - ・ 総括営業所ネットワークサービス総括課および営業所ネットワークサービス課のネットワーク受付担当※3
 - ※1：総務課を除く
 - ※2：配電総括課・運転制御センター・配電運営課・配電保修課（配電保修第一課・配電保修第二課を含む）・配電課および広島北営業所千代田事務所をいう。
 - ※3：離島供給約款による供給区域にある隠岐営業所および小規模事務所である小豆島営業所のネットワークサービス課（サービス担当）を含む
 - (5) 「情報主管箇所」とは、送配電系統の利用に関する当社の送配電部門としての情報を主管する箇所をいう。
 - (6) 「情報主管箇所の長」とは、当該情報を主管する送配電部門のマネージャー、内部組織単位の長ならびに工事機関の課長をいう。

(基本方針)

4. 送配電部門は、公平性・透明性の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。

(送配電部門等の情報公表および保護)

5. (1) 送配電部門および本社のサービス運営グループは、国が定める系統情報の公表の考え方および電気事業法第28条の40第3号および第28条の45により策定された電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に基づき、別紙1表1に定める電力系統の利用に資する情報をウェブサイトにおいて公開する。

(2) 送配電部門は、送配電線等の事故状況または系統アクセス情報の提示の要請があった場合は、別紙1表2に定める情報を提示する。ただし、提示にあたっては、次の措置を行う。

a. 情報提示の目的の明確化

情報提示要請時には、提示要請者から参考1「情報提示要請票」または参考2「情報提示要請票兼秘密保持誓約書」を受領のうえ、情報提示を行う。

b. 秘密保持契約の締結

情報の第三者への漏洩により、送配電部門の適正な事業活動に支障を生じるおそれがある情報を提示する場合は、必要により提示要請者から参考2「情報提示要請票兼秘密保持誓約書」を受領のうえ、情報提示を行う。

c. その他必要な措置

その他必要により措置を行う場合がある。

(3) ただし、送配電部門は、別紙2「保護すべき情報」で定める情報について原則公表しない。

(4) 送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、提示できない場合、その理由を説明する。

(5) 別紙1表1、2に定める以外の送配電系統利用に関する情報の公表については、情報主管箇所の長が、4.(基本方針)の趣旨を考慮のうえ、適切に対応する。

(第三者情報の取り扱い)

6. 送配電部門において、別紙2「保護すべき情報」に示す第三者情報について、原則公表しないが、社会的要請などに基づく第三者情報の公表については、第三者の許諾が得られればこの限りではない。

(記録の保存)

7. (1) 送配電部門は、情報の提示要請を受けた場合、または情報の公表内容について質問を受けた場合、その要請・質問内容および対応内容を記録しておく。

(2) 記録の保存期間は3年とする。

別紙1表1 送配電部門等が公開する情報、公開時期および公開する主管箇所

情報項目	公開時期 (更新時期)	公開する主管箇所
(1) 送配電部門の規程準則類 ・流通設備増強計画基準 ・系統連系関係業務取扱要則 ・給電規程 ・給電運転要則 ・電圧調整維持細則 ・緊急需要等制限細則 ・停電作業調整細則 ・需給計画要則 ・連系線運用要則 ・配電系統運用要則 ・送配電系統利用に関する情報公表要則	都度 (決定・変更後 すみやかに)	当該規程準則類の 主管
(2) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)	同上	送配電カンパニー (系統計画)
(3) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)	同上	同上
(4) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日: 翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日: 当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日: 翌日の供給電力 当日: 当日の供給電力	翌日: 前日18時頃 当日: 当日9時頃	送配電カンパニー (中央給電指令所)
(5) 需給関連情報(電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日および前日(※2)の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	都度 (実績確定後 すみやかに)	同上
(6) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※3) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由(「下げ調整力不足」などの要因)	出力抑制が行われた 日の属する月の翌月	同上
(7) 受給バランス制約による出力制御のシミュレーション精度向上のための情報 ・供給区域の太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電(揚水を除く)、地熱発電の接続・申込状況	都度 (実績確定後 すみやかに)	送配電カンパニー (サービス運営) (※4)
(8) 需要・送配電に関する情報(154kV以上)		
・系統構成、予想潮流(1年度目、5年度目) ・送電線の投資、廃止計画(10年間)	都度 (決定・変更後 すみやかに)	送配電カンパニー (系統計画)
・地点別需要、系統潮流実績(変電所単位かつ1時間単位の実績)(※5) ・送電線の作業停止計画(2年分の年間計画、1年以上の過去計画)		送配電カンパニー (系統運用)
・送変電設備のインピーダンス(ループ系統)		送配電カンパニー (系統保護)

(※1) 最新の供給計画において記載されているもの

(※2) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

(※3) 公開する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。

(※4) 該当情報の集約箇所のため、送配電カンパニー(サービス運営)にて対応。

(※5) 実績情報は1年毎に実績確定後更新する。

別紙1表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報、提示の手段、提示する主管箇所および提示時期

情報項目	提示の手段	提示する主管箇所		提示時期 (更新時期)
		提示要請者：契約者， 発電契約者(※1)	提示要請者：発電者，需要者， 当社送配電部門以外(※2)	
(1)送配電線等の事故状況(※3) ・設備名 ・発生時刻 ・事故様相(短絡・地絡等) ・復旧状況 ・原因等	電話等での問合せに応じ， 個別に示し，説明	中央給電指令所または ネットワーク サービスセンター (※3)	運用所管箇所(※4)	都 度
(2)系統アクセス情報(特別高圧)(※5) ・当社供給区域内系統の送電系統図・電力系統図 ・当社供給区域内系統の予想・実績潮流図 ・当社供給区域内系統の作業停止計画・作業実績 ・当社供給区域内系統の系統技術に係わる諸データ・ 設備定数(送変電設備の電圧やインピーダンス)，短 絡容量，系統保護リレーの設置状況 ・当社供給区域内系統の送変電設備計画 ・当社供給区域内系統の停電実績等	店頭での閲覧(※6)，また は，問合せに応じ，個別に 示し，説明	計画主管箇所(※7) または 情報主管箇所		都 度
(3)系統アクセス情報(高圧) ・当該配電線の配電系統図 ・当該配電線の予想・実績電流 ・当該配電線の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (配電線・変圧器の電圧やインピーダンス)，短絡 容量，系統保護リレーの設置状況 ・当該配電線の配電設備計画 ・当該配電線の停電実績等				同上

- (※1) 「契約者」とは、当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する者をいう。「発電契約者」とは、当社と発電量調整供給契約を締結する者をいう。
(2)，(3)。(系統アクセス情報)の提示については、契約を検討している者を含む。
- (※2) 「発電者」とは、小売電気事業、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する者で当社以外の者をいう。
「需要者」とは小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいう。(2)，(3)。(系統アクセス情報)の提示については、契約を検討している者を含む。
- (※3) ・提示要請者に瞬時電圧低下等の影響を及ぼした場合に限り提示を行う。
なお、当社設備の事故で、給電協定書等を締結している契約者・発電契約者・発電者・需要者に発電支障または供給支障が発生した場合は、要請の有無にかかわらず、すみやかに連絡を行う。
・事故状況(設備名、原因等)の提示にあたって、第三者情報の保護に留意する。
- (※4) 「運用所管箇所」とは、当該発電者・需要者が連系する系統の運用を所管する箇所をいい、中央給電指令所、基幹給電制御所、制御所、運転制御センターおよび営業所配電関係の課をいう。
なお、給電協定書等を締結している提示要請者からの問合せは、当該協定書等に記載された箇所が対応する。
- (※5) 別紙1表1(8)で定める情報を除く。
- (※6) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。
- (※7) 「計画主管箇所」とは、当該系統の計画を主管する箇所をいい、送配電カンパニー(系統計画、配電計画)、統括電力所企画課、ならびに総括営業所および営業所の配電関係の課をいう。

別紙2 保護すべき情報

1. 第三者情報

第三者とは、送配電部門と情報の提示要請者以外の部門、法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。

(1) 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

○ 個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布）、需要実績
- ・ 売上情報 等競争に影響を与える情報 等

(2) 私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

2. 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報。具体的な重要施設の例を以下に示す。

なお、重要施設への供給系統・供給設備とは、重要設備へ直接接続される送配電線設備をいう。

- (1) 重要官公庁：裁判所、外国公館、官公庁舎、刑務所、地方自治体会議施設、警察署、消防署
- (2) 上下水道：浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- (3) ガス供給：製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- (4) 病院等：国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- (5) 交通施設：高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、鉄道運行用発電電所
- (6) 原子力関連施設の所内電源供給地点
- (7) 情報通信：主要な電気通信事業者施設
- (8) 金融機関：主要な金融機関、金融商品取引所
- (9) その他社会的影響が懸念される施設：電気事業者の給電所・制御所、報道機関、高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設

中国電力株式会社御中

会社名

情報提示要請票

1. 情報の提示要請

情報の提示要請 内容	(必要により補紙を添付してください。)
情報の利用目的	(必要により補紙を添付してください。)
要請元連絡先	会社名および担当部署名 氏名 電話番号

*本帳票で取得する個人情報については、情報提示に関する対応記録および情報提示要請元との連絡のために利用します。ご了解のうえ記載をお願いします。
*本帳票は、中国電力株式会社の送配電部門で厳重に管理します。

中国電力株式会社御中

会社名

情報提示要請票兼秘密保持誓約書

1. 情報の提示要請

情報の提示要請 内容	(必要により補紙を添付してください。)
情報の利用目的	(必要により補紙を添付してください。)
要請元連絡先	担当部署名 氏名 電話番号

2. 秘密保持誓約

- (1) 当社は、今回の情報の提示請求により貴社から提示を受ける情報について、厳にその機密を保持し、複写・複製またはいかなる第三者にも公表・提供・漏洩しないものとします。また、本件利用目的以外には使用しないものとします。
- (2) 当社は、上記の情報について、その利用を終了したときまたは貴社から返却等を求められたときは、直ちに貴社へ返却または廃棄・破壊するものとします。
- (3) 当社は、前2項に違反し貴社へ損害を与えた場合、その一切の損害を賠償するものとします。

年 月 日

会社名

代表者氏名

印

*本帳票で取得する個人情報については、秘密保持に関わる手続きおよび情報要請元との連絡に利用します。
 ご了解のうえ記載をお願いします。
 *本帳票は、中国電力株式会社の送配電部門で厳重に管理します。